

# 岐阜県公報

令和元年十月二十日 (金曜日)

四  
次

公  
示

岐阜県庁ホームページ構築・運用保守業務委託に関する仕様書案に対する意見招請に関する公報

(情報企画課) 二〇一九年十一月二日  
(用  
地  
處) 三一四

岐阜県庁ホームページ構築・運用保守業務委託に関する仕様書案に対する意見招請についての  
公報

岐阜県庁ホームページ構築・運用保守業務委託に関する仕様書案の作成が終ったので、  
次のように仕様書案に対する意見を招請します。

令和元年十月二十日

岐阜県安藤 和田 譲

1 調達役務の名称及び数量

岐阜県庁ホームページ構築・運用保守業務 一式

2 意見の提出方法等

- (1) 提出期限 令和元年11月11日（月）午後5時（郵送の場合は、必着のこと。）

- (2) 提出先 〒500-8570 岐阜市薮田南二丁目1番1号

岐阜県総務部情報企画課情報システム係

電話 058-272-1111（内線2277）

(3) 提出方法 仕様書案とともに交付する意見招請説明書による。

3 仕様書案の交付期間及び交付場所

- (1) 交付期間 令和元年10月25日（金）から令和元年11月8日（金）までの毎日（県の機関の休日を除く。）午前9時から午後5時まで

- (2) 交付場所 2の(2)に同じ。

4 意見招請に関する事務を担当する部局  
2の(2)に同じ。

- 5 Summary

(1) Subject of the materials to be put forward for comment: Construction, Maintenance and Administration of the Website System for the Gifu Prefectural Government	令和元年   月   日   十八〇九〇
(2) Date and time for the distribution of materials for comment: Every day from 9:00 a.m. to 5:00 p.m. from 25 October 2019 through 8 November 2019 (excluding weekends and national holidays)	作業地域 名古屋市、瑞浪市、恵那市及び土岐市
(3) Deadline for the submission of amendments and additions to the materials for comment: 5:00 p.m., 11 November 2019 (Amendments and additions submitted by mail must be received by 5:00 p.m., 11 November 2019.)	○公共測量の実施 第一項の規定による国土交通省中部地方整備局名古屋砂防国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十一条第三項の規定による公示である。 令和元年   月   日   一〇〇〇〇
(4) For further information, please contact: Information Policy Planning Division, Department of General Affairs, Gifu Prefectural Government 2-1-1 Yabuta-minami, Gifu City, Gifu Prefecture, 500-8570 Tel: 058-272-1111 Ext. 2277	○公共測量の実施 第一項の規定による国土交通省中部地方整備局名古屋砂防国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十一条第三項の規定による公示である。 令和元年   月   日   一〇〇〇〇

測量法（昭和三十四年法律第二百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定による国土交通省中部地方整備局名古屋砂防国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつたので、同法第三十九条において準用する同法第十一条第三項の規定による公示である。	令和元年   月   日   一〇〇〇〇
○公共測量の実施 第一項の規定による国土交通省中部地方整備局名古屋砂防国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつたので、同法第三十九条において準用する同法第十一条第三項の規定による公示である。	○公共測量の実施 第一項の規定による国土交通省中部地方整備局名古屋砂防国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつたので、同法第三十九条において準用する同法第十一条第三項の規定による公示である。
一 作業機関 国土交通省中部地方整備局名古屋砂防国道事務所	一 作業機関 国土交通省中部地方整備局名古屋砂防国道事務所
二 作業種類 公共測量（道路印帳附図作成）	二 作業種類 公共測量（道路印帳附図作成）
三 作業期間 令和元年   月   日   一〇〇〇〇	三 作業期間 令和元年   月   日   一〇〇〇〇
四 作業地域 土岐市	四 作業地域 土岐市
○公共測量の実施 第一項の規定による国土交通省中部地方整備局名古屋砂防国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつたので、同法第三十九条において準用する同法第十一条第三項の規定による公示である。	○公共測量の実施 第一項の規定による国土交通省中部地方整備局名古屋砂防国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつたので、同法第三十九条において準用する同法第十一条第三項の規定による公示である。
一 作業機関 国土交通省中部地方整備局名古屋砂防国道事務所	一 作業機関 国土交通省中部地方整備局名古屋砂防国道事務所
二 作業種類 公共測量（基準点測量）	二 作業種類 公共測量（基準点測量）
三 作業期間 令和元年   月   日   一〇〇〇〇	三 作業期間 令和元年   月   日   一〇〇〇〇
四 作業地域 土岐市	四 作業地域 土岐市
五 作業機関 国土交通省中部地方整備局名古屋砂防国道事務所	五 作業機関 国土交通省中部地方整備局名古屋砂防国道事務所
六 作業種類 公共測量（基準点測量）	六 作業種類 公共測量（基準点測量）
七 作業期間 令和元年   月   日   一〇〇〇〇	七 作業期間 令和元年   月   日   一〇〇〇〇

二 三  
瑞浪市  
公共測量（基準点測量）  
作業期間  
令和元年十月十日から  
令和二年二月二十九日まで  
四 五  
作業地域  
瑞浪市

令和元年十月二十五日発行

発 行 所 者

岐 阜 県  
県 庁

岐阜市薮田南二丁目一番一号

編 集

岐阜市三輪ぶりんとぴあ十三  
一 岐 阜 文 芸 社